

埼玉医科大学病院病院長選考基準

令和8年2月12日

学校法人埼玉医科大学理事長

学校法人埼玉医科大学特定機能病院病院長選考規程（以下「特定機能病院病院長選考規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、埼玉医科大学病院病院長選考基準を次のとおり定める。

なお、この基準は、医療法施行規則第7条の2の2に規定する管理者の資質及び能力に関する基準として定めるものである。

病院長は、人格が高潔で、当院の基本理念等、医療安全対策及び感染対策に関する方針並びに長期総合計画に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢及び指導力を有し、かつ、病院長の資質・能力に関する基準・要件を満たしている者であることが求められる。

I. 病院長の資質・能力に関する具体的な基準・要件

1. 医師免許を有している者
2. 関係法令を十分に理解し、法令を遵守した病院運営を遂行するとともに、法人の基本理念及び運営方針の下、当院の社会的使命を正しく理解し、安定した経営基盤を確保して持続可能な病院運営を担うことができる者
3. 当院又はそれ以外の病院において医療安全管理に従事した経験を持ち、医療安全を第一に考える姿勢で、医療安全管理業務に関する必要な対策の立案並びにそれを遂行する資質及び能力を有し、かつ、医療の質管理及び感染管理を適切に推進できる指導力を有している者
4. 当院又はそれ以外の病院において組織管理等の経験を持ち、高度の医療を提供することはもとより、高度の医療技術の開発及び評価を行うとともに、高度の医療に関する研修を行わせる等、特定機能病院に求められる役割を十分に理解し、更なる発展に指導力を発揮できる者
5. 大学の医学系教授、一定の規模・機能を有する病院、施設若しくは研究所の長又はこれらに相当する経験を持ち、医師養成を行う大学の医学部の教育研究に必要な施設として設置されている病院としての役割を十分に理解し、高い倫理観を持って医療人の教育及び医学

研究を推進するのに必要な資質・能力を有している者

6. 地域社会からの求めに応える病院運営の実践に統率力を発揮するとともに、地域の医療機関との連携を推進し、当該地域の医療における中核的役割を果たすことができる指導力を有している者
7. 第5次長期総合計画「挑戦」における当院の計画目標の完遂に加え、埼玉医科大学病院改革プランに基づき、当院の運営改革、教育・研究改革、診療改革、財務経営改革に指導力を発揮し、的確かつ着実に推進できる能力を有する者

II. 病院長選考の手続・方法

理事長は、病院長を選任するに当たり、法令に定めるもののほか、学校法人埼玉医科大学病院長等選考規程及び特定機能病院病院長選考規程に基づき病院長を選考する。

以上